

第2回 西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会の質問と回答

頂戴したご意見・質問	事務局回答・方針
①特別支援学級・特別支援教室だけでなく、学校全体における環境整備についても本計画に包摂した方がよい。	【21 頁】「西東京市特別支援教育推進計画施策体系（案）」基本方針 2-1 を「学校の環境整備の充実」に変更し、基本方針 2-1(1)に「学校の施設・設備の充実」という項目を追加する。
②「西東京市特別支援教育推進計画施策体系（案）」基本方針 2-3(2)「インクルーシブ教育の充実」の階層の位置はどこにすべきか。	【2 頁】「1 計画の概要」の「1 計画策定の趣旨」に、「令和 7 年 3 月『東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画』において、『国におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた動向、学習、指導要領の基本的な考え方等も踏まえ、推進計画（第二期）に基づく施策を的確・迅速に進め、都における特別支援教育の更なる充実』を図る方針」であることを記載し、【21 頁】「西東京市特別支援教育推進計画施策体系（案）」基本方針 2-3(2)「インクルーシブ教育の充実」は項目から削除する。
③「西東京市特別支援教育推進計画施策体系（案）」基本方針 2-3 「多様なニーズに応じた教育の推進」の対象に、障害を持つ児童・生徒以外も含めるか。含めるとしたら、どのような内容を取り出すべきか。	日本語適応指導や不登校、LGBTQ が具体例として挙がっていたが、本計画の対象外とする。
④学習障害やグレーゾーンと呼ばれる境界知能の児童・生徒への学習の基礎となる「読み・書き」の支援については本計画に包摂するか。	【31 頁】「4 施策の展開」基本方針 1-2(2)「特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実」へ、特別支援教室で「読み・書き」の支援に対応している旨を記載する。 「障害の種別に応じた～」という表現を「障害や課題（読み書きを含む）に応じた～」に変更する。
⑤進路指導の就学先に都立特別支援学校だけでなく、普通高校・チャレンジスクールや単位制高校も含めるか。都立高校・私立高校	【35 頁】「4 施策の展開」基本方針 1-3(3)「特別支援学級における進路指導の充実」の＜対応＞「特別支援学校高等部の教員を招へい」という表現を「都立学校等の教員を招へい」に変更する。また、「特

との連携はどの程度可能か。	別支援学級教員を対象に」という表現を「市立小・中学校教員を対象に」に変更する。「市立中学卒業後の進路」という表現を「卒業後」と変更する。学校の種別・市内外を問わず、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）は進学先へ引き継がれる点について＜対応＞に記載してあるとおりである。
⑥国際社会における「インクルーシブ教育」と、文部科学省が掲げる「インクルーシブ教育システム」のどちらを本計画では採択するのか。	②で記載しているとおり、文部科学省が掲げる「インクルーシブ教育システム」に倣う。